



# よい・Topics 投稿写真募集!

～皆さんの撮影した写真を町公式ホームページに掲載してみませんか～

町では、「よいいTopics」と題し、町内外の皆さんに『よいい』をPRするため、町が実施した催しや四季折々の風景写真などを町公式ホームページに掲載しています。また、このコンテンツでは、町民の皆さんなどが撮影した写真や写真に関するコメントもあわせて掲載しています。町では、このコンテンツが、町のPRとともに町と皆さんとを結ぶ新しいコミュニケーションの場になることを目標としています。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

### 応募資格

どなたでも応募できます。町内在住・在勤等を問いません。

### 被写体

・町内の伝統行事・イベント、四季折々の風景、観光名所など町に關係するもので、よいいの『今』『旬』を伝えることができるタイムリーな写真。  
・応募者本人が撮影した未発表の写真とします。

### 規格

・デジタル画像のみとし、ファイル形式は、jpg(JPEG)のみとします。  
・画像データの容量は、1.0MB(メガバイト)以内とします。  
・画像サイズは、1024ピクセル×768ピクセルとします。  
・1回の投稿につき1作品とします。

### 応募方法

町公式ホームページ <http://www.town.yorii.saitama.jp/> のトップページに掲載した、「よいいTopics」を選択し、「投稿写真大募集」の見出しを選択し、「写真投稿フォーム」の見出しを選択し、投稿フォームに必要事項を入力の上、投稿してください。

### その他

・投稿者以外の方が撮影したものを、寄居町以外で撮影されたものを、法令等に違反するものなどは、投稿できません。

せん。また、投稿があった場合でも掲載しません。

・投稿された写真の著作権は投稿者(撮影者)に帰属しますが、複製、印刷、展示、広報紙・ホームページ・刊行物への掲載等、投稿写真を使用する権利は町が保有するものとします。  
・その他、投稿にあたっての注意事項があります。詳しくは、町公式ホームページでご確認ください。

問い合わせ／総務課 (☎ 581・2121 内線 315・317) へ。



## 「汚泥再生処理センター内広場」の愛称を募集します!



町では現在、町民の福祉を増進し、またその利用に供するため、汚泥再生処理センター内広場の整備を進めています。  
この広場が皆さんにとって、より身近で親しまれる広場となるよう、愛称を募集します。

応募方法／ハガキまたはファックスで1枚につき愛称(ふりがな)1作品とその愛称の簡単な説明、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入し送付してください。  
送付先／〒369-1292 寄居町大字寄居11-80 番地1 寄居町役場生活環境課、FAX 581・7531  
締め切り／5月30日(金) 必着※ファックスの場合は午後5時30分まで  
問い合わせ／生活環境課 (☎ 581・2121 内線 220) または汚泥再生処理センター (☎ 582・0715) へ。

5月19日(日)から25日(日)は「春季行政相談強調週間」です。

## 春季行政相談 強調週間 です

この週間は、行政相談制度について広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているもので、関係行事を全国的に実施しています。

### 行政相談委員会さん紹介

町民の皆さんからの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員として、寄居町では鈴木健一さん(内宿)が総務大臣から委嘱されています。



住所／寄居町大字鉢形685番地3 ☎/581・3579

問い合わせ／人権推進課 (☎ 581・2121 内線 411) へ。

## 6月1日は「人権擁護委員の日」 人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。戦後のわが国では、人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景のもと、昭和23年にまず、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年、わが国の人権に関する現状は、女性や子どもをめぐる人権問題としては、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラースメント、いじめや体罰、児童虐待などが頻発し、大きな社会問題となつてい

加えて、高齢者への虐待、同和問題、障害のある人、外国人、HIV感染者やハセン病患者等に関する差別や偏見、さらには、高度情報化社会を反映したインターネット、ファクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現をめざして、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権意識をはぐくむことが必要であるとの認識のもとに、啓発活

動重点目標を「育てよう 一人一人の 人権意識 ー 思いやりの心・かけがえのない命を大切にー」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。



全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設し、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて「人権相談」を行っていきます。詳しくは、32頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ／人権推進課 (☎ 581・2121 内線 411) へ。